

# 地教行法改正に伴う教育委員会執行体制(教育次長の設置)

## 1 新たな局長級職員の必要性

### 【新教育長の業務・責任の増大】

- ① これまでの教育長は、教育委員会の中でも、具体的な事務執行の責任者として、事務局を統括する役割であったが、「新教育長」は、特別職として教育長と教育委員長を一本化した教育委員会の会務(会議・事務)を総理し、教育委員会を代表する立場となる。
- ② 年々、教育に関する課題は多岐にわたり山積しており、また市民の教育に寄せる期待や関心も高まっており、その業務は増大するとともに責任も重くなっている。
- ③ 特別職「新教育長」の権限・職責の増大を踏まえ、教育行政の円滑な執行を図るため、教育行政(事務局)の責任者である教育長を補佐し、事務局を統括する「局長級」を設置する。

### 【補助執行業務の円滑な執行】

- ④ 「新教育長」は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、その職自体が教育委員会の構成員となることから、地方自治法第 180 条の 2 の「執行機関の事務を補助する職員」に該当しないこととなる。このため、「新教育長」に対して、地方公共団体の長の権限に属する事務の一部を補助執行させることはできないこととなる。ただし、引き続き、教育次長などの事務局職員に対して補助執行させることは可能である。
- ⑤ このことを踏まえ、約 6000 人強の職員、174 校の学校、9 施設の社会教育施設を管理監督することから、組織規模の点から事務決裁規程に定める補助執行業務に関わる「局長専決」事項を担う局長級の設置が不可欠となる。

## 2 教育長と教育次長の業務分担

### (1) 教育長の業務

- ① 教育委員会の会務を総理する。  
教育委員会会議を主宰する。  
教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。  
事務局の事務を統括し、指揮監督する。
- ② 総合教育会議における協議・調整
- ③ 教育長委任事務の教育委員会への報告
- ④ 市議会等への対応  
教育施策や計画、基本的考え方等に関する事項の答弁

### (2) 教育次長の業務

- ① 全ての業務について、教育長と連携を図りながら補佐
- ② 事務局の事務事業の適正な執行管理の統括  
局長専決事項を含む事務局内の予算執行管理
- ③ 各部、他局・機関との事務事業の調整や連携  
事務局内・市長部局の各種会議(教育長充て職含む)への出席、他事業と調整、連携
- ④ 教育委員会報告事項、総合教育会議の市長部局との調整
- ⑤ 市議会等への対応  
事務決裁規程に基づき予算執行、契約事務等、局長専決等に関する事項の答弁